

国民の祝日に関する法律の改正(山の日の制定)に伴う改定について

1 改定内容

	現行	改定後
1箇月当たりの通勤所要回数	21回	20回
勤務1時間当たりの給与額の算出基礎分母	159時間	158時間

2 実施時期

平成28年4月1日